

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	福祉医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、福祉医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年7月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費支給に関する事務
②事務の概要	みよし市福祉医療費支給条例及びみよし市福祉医療費支給条例施行規則に基づき、同条例・規則で定める子ども医療費、障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び後期高齢者福祉医療費の支給対象者に対して、福祉医療費を支給する。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①福祉医療費受給資格認定申請の受付、審査及び認定を行う。 ②各種申請又は届出の受付、審査を行う。 ③医療費の支給申請の受付、審査及び支給を行う。
③システムの名称	1 総合福祉システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 電子審査システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1の1、2、6、7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 情報提供なし

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険健康課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・住基ネット照会によりマイナンバーを確認する際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底 ・令和6年12月2日から、一部の申請で電子署名付きオンライン申請を開始(これにより、手作業が介在する申請数が減少することが期待される)。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバーの取得後の取扱いについて次のとおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	Ⅵ リスク対策		新規作成	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第9号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務」となっている項(9.65の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第8,36条 (略) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(94の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第47条	番号法第19条第9号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務」となっている項(9.65の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第8条、第36条 (略) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(94の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第8条、47条	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2) 1,000人以上1万人未満 令和5年9月29日時点	3) 1万人以上10万人未満 令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー	団体内統合宛名システム、中間サーバー、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事後	
令和7年2月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・住基ネット照会によりマイナンバーを確認する際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底 ・令和6年12月2日から、一部の申請で電子署名付きオンライン申請を開始(これにより、手作業が介在する申請数が減少することが期待される)。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年2月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である マイナンバーの取得後の取扱いについて次のとおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底	事後	
令和7年2月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	団体内統合宛名システム、中間サーバー、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、電子審査システム	事前	
令和7年7月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、電子審査システム	総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、電子審査システム	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項、みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項	番号法第9条第2項、みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1の1、2、6、7の項	事後	

令和7年7月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務」となっている項(9.65の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第8条、第36条 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(74の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第40条 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(94の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第8条、第47条 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(108の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第55条 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっ	【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 情報提供なし	事後	